

名古屋港管理組合財産 公有地（稲永五丁目） 一般競争入札のしおり

開 札 日

令和８年２月６日（金）

名古屋港管理組合

【事務局】

名古屋港管理組合港営部管財課管財係（本組合本庁舎５階）

電 話 ： ０５２－６５４－７８９５（ダイヤルイン）

M a i l : kanzai@union.nagoyako.lg.jp

ウェブサイト：<https://www.port-of-nagoya.jp/>

※ 本件に関するお知らせや情報提供は、原則として上記ウェブサイトにて行います。

【事務取扱時間】

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する祝日及び休日並びに１２月２９日から翌年の１月３日までの日（以下「休日」という。）を除く９時から１７時まで（１２時から１３時までを除く。）（以下「事務取扱時間」といいます。）

お申し込みの際は、必ずこのしおりをお読みください。

目 次

	頁
○ 入札物件調書	1
○ 名古屋港管理組合財産一般競争入札のスケジュール	2
○ 本組合所在地	2
○ 入札心得書	3
○ 物件に関する情報	11
○ 様式	
名古屋港管理組合財産一般競争入札参加申込書（様式第1）	13
誓約書（様式第2）	14
個人情報等の外部提供に関する同意書（様式第3）	15
委任状（様式第4）	16
入札書（様式第5）	17
入札辞退届（様式第6）	18
○ 記入例	19
○ 図面集	28
○ 名古屋港管理組合財産売買契約書（案）	32
○ 入札の公告内容	37

入札物件調書

所在地及び地番	土地		最低売却価格 (円)	入札保証金 (円)
	地目	公簿面積 (㎡)		
名古屋市港区 稲永五丁目 1109 番 1	宅地	4,281.58	239,500,000	23,950,000

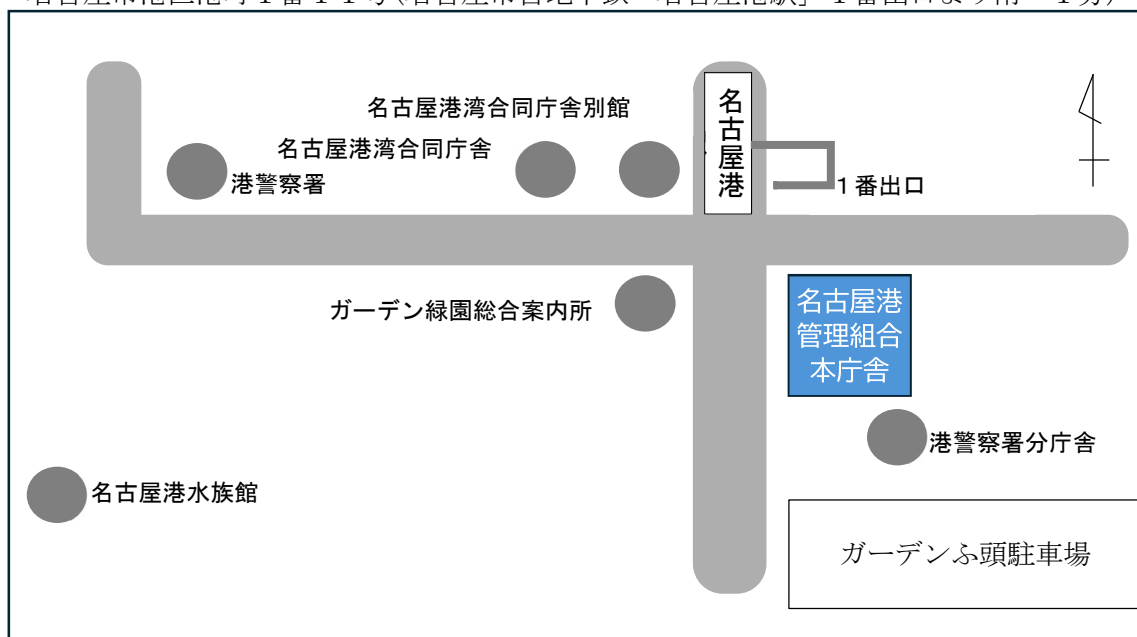
※最低売却価格未満での入札は無効とします。

【名古屋港管理組合財産一般競争入札のスケジュール】

項目	日付	詳細記載ページ
現地見学会 参加の申込	令和7年12月1日（月）から 令和7年12月11日（木）まで	P 4
現地見学会 （任意参加）	令和7年12月12日（金） 午後1時から午後3時まで	P 4
入札参加の申込	令和7年12月1日（月）から 令和7年12月25日（木）まで（必着）	P 4
入札参加者への 入札書等の送付	令和8年1月下旬頃 （開札日の2週間前頃）	P 5
入札保証金の納付、 入札書等の受付	入札書等がお手元に届いてから 令和8年2月4日（水）まで（必着）	P 5
開 札	令和8年2月6日（金）午前10時	P 7
契約締結期限	令和8年2月27日（金）まで	P 9
売買代金の納付期限	契約締結日から20日以内	P 9

【本組合所在地】

名古屋市港区港町1番11号(名古屋市営地下鉄「名古屋港駅」1番出口より南へ1分)



入 札 心 得 書

1 全般的事項

(1) 名古屋港管理組合財産一般競争入札参加希望者は、本入札心得書、入札公告及び名古屋港管理組合財産売買契約書（案）（以下「契約書案」という。）並びに入札物件調書、物件に関する情報等をよく読んだ上で入札してください。

(2) 入札の申込みにあたっては、次の点にご注意ください。

- ① 物件に関する情報の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、現時点で変更されている場合がありますので、申込者は必ずご自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。現状と差異が生じた場合には現状が優先されます。
- ② 物件は、木柵を含めた現状有姿で引渡します。
- ③ 物件の埋設物の調査、地盤調査は行っておりません。

(3) 入札参加者は、入札後、本入札心得書、入札公告及び契約書案並びに入札物件調書、物件に関する情報等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。現物と公告数量等が符号しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

また、契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることはできません。本組合として知り得ない地下埋設物が発見された場合等に、撤去等責任を負うことはできませんのであらかじめご承知おきください。

なお、契約者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める「消費者」に該当する場合はこの限りではありません。

(4) 入札に参加できる者は、個人又は法人とします。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を除きます。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ⑥ 入札公告の日（令和7年12月1日）から落札決定の日までの間に指名停止の期間がある者
- ⑦ 入札公告の日（令和7年12月1日）から落札決定の日までの間に、「名古屋港管理組合が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（名古屋港管理組合管理者・愛知県警察本部長、平成23年3月31日締結）に基づく排除措置を受けている者

名古屋港管理組合が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）

（名古屋港管理組合管理者・愛知県警察本部長、平成23年3月31日締結）

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等

- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、組合が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金額の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、組合への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

2 現地見学会

入札に先立ち、以下の日時で現地見学会を実施します。現地見学会への参加は任意ですが、参加には前日までに電話又は電子メールでの事前申込みが必要です。なお、申込者がいない場合は、現地見学会を実施しません。

また、現地見学会は、隣接する港区稲永五丁目 29 番 3 外（名古屋市有地）と同日に行います。いずれか一方にてお申し込みください。

(1) 日時

令和 7 年 1 2 月 1 2 日（金）午後 1 時から午後 3 時まで

(2) 申込方法及び申込先

事務局あてに電話又は電子メールにて参加の旨をお伝えください。

車で来場する場合は、近隣のコインパーキングをご利用ください。路上駐車や隣接する商業施設への駐車は周囲の迷惑となりますので、絶対におやめください。

(3) 申込期限

令和 7 年 1 2 月 1 日（月）から令和 7 年 1 2 月 1 1 日（木）まで

3 入札参加の申込

(1) 提出書類 <様式は 1 3 ～ 1 6 ページ、記入例は 2 1 ～ 2 5 ページ>

- ・名古屋港管理組合財産一般競争入札参加申込書（様式第 1）
- ・誓約書（様式第 2）
- ・法人の場合は現在事項証明書（1 か月以内に取得した原本）
- ・個人の場合は住民票の写し（1 か月以内に取得した原本）
- ・個人情報等の外部提供に関する同意書（様式第 3）
- ・委任状（様式第 4）（※代理人が入札する場合のみ）
- ・印鑑証明書（1 か月以内に取得した原本）

(2) 申込方法及び申込先 <記入例は 2 0 ページ>

上記書類を封筒に入れ、表面に「入札参加申込書等在中」と朱書きした上で、事務局あてに簡易書留により郵送してください。

(3) 申込期限

令和 7 年 1 2 月 1 日（月）から令和 7 年 1 2 月 2 5 日（木）まで（必着）

(4) 申込者数等の問い合わせについて

入札結果については、8 ページの「5 (8) 入札結果の公表」に記載のとおり、本組合公式ウェブサイトで公表しますが、公表前の申込者数等の問い合わせについては回答できません。

(5) 留意事項

- ① 書類への押印は、印鑑登録証明書と同一のものを使用してください。委任の場合は、委任状に押印した使用印を使用してください。
- ② 同一物件において1人で2人以上の代理又は、申込人と他の代理人を兼ねることはできません。
- ③ 本組合は、入札に先立ち、「名古屋港管理組合が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づき、排除措置対象法人等に該当するか否かの確認のため、個人情報等の外部提供に関する同意書記載の内容（氏名・生年月日・性別・住所・役職名）について、愛知県警察本部に照会します。

4 入札参加者への入札書等の送付

(1) 送付書類 <様式は17～18ページ、記入例は26～27ページ>

入札参加申込受付後、本組合から入札に必要な以下の書類を簡易書留で郵送します。

- ・送付資料説明書
- ・入札書（様式第5）
- ・歳入歳出外現金納付書
- ・開札立会参加書
- ・口座振替依頼書
- ・入札辞退届（様式第6）
- ・返信用封筒

(2) 送付予定時期

令和8年1月下旬頃（開札日の2週間前頃）

令和8年1月28日（水）を過ぎても書類が届かない場合は、事務局にご連絡ください。

5 入札

(1) 入札保証金の納付

入札参加者は、入札保証金として金23,950,000円を、入札参加申込受付後に本組合が送付する歳入歳出外現金納付書により、指定金融機関等で納付しなければなりません。なお、入札保証金が指定額に達しない者のした入札は、無効となりますのでご注意ください。

(2) 入札の方法等

① 申込方法及び申込先

提出書類を事務局あての返信用封筒を使用して、簡易書留により郵送してください。

② 入札書等受付期間

入札書等がお手元に届いてから令和8年2月4日（水）まで（必着）

③ 提出書類

- ・入札書（様式第5）（中封筒に入れ、封印したもの。）
- ・歳入歳出外現金納付書の**写し**
※誤って原本を送付しないでください。
原本は還付に必要となりますので、大切に保管してください。

④ 入札書の作成における注意点 <様式は17ページ、記入例は26ページ>

- (i) 消すことができないインクでご記入ください。なお、「消せるボールペン」は、その性質から文書の改ざんが容易であるだけでなく、温度変化により文字等が消えてしまう恐れもあることから長期的な保存に適していないため、使用しないでください。
- (ii) 入札書には、入札参加者の住所、氏名（法人にあつては名称及び代表者名）を記入してください（代理人の方が入札される場合は、申込人の欄に委任者の住所、氏名を記入し、代理人の欄に住所・氏名を記入してください。）。
- (iii) 入札書への押印は、入札参加申込書に添付した印鑑登録証明書と同一のものを使用してください。代理人の場合は、委任状に押印した使用印を使用してください。
- (iv) 金額の記入は、算用数字を用い、最初の数字の前に「金」の文字を記入してください。
- (v) 誤字等は二重線で訂正してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- (vi) くじ番号の記載をしてください。（※任意の3桁。詳細は（7）参照）

⑤ 入札書の提出における注意点

入札書の提出は、事前にお送りした二重封筒（中封筒、外封筒）を用いてください。

- (i) 中封筒には、入札書を入れて封印してください。
- (ii) 外封筒には、中封筒のほか、歳入歳出外現金納付書の**写し**を同封してください。

（3）最低売却価格の公表

入札における販売促進のため、最低売却価格を公表します。

（4）入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- ① 入札書の書換え、引換え又は撤回による入札
- ② 名古屋港管理組合財産一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした入札
- ③ 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- ④ 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金が指定額に達しない者のした入札
- ⑤ 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- ⑥ 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- ⑦ 同一事項の入札に対し二以上の意思表示をした入札（代理人によるものも含む。）
- ⑧ 委任状を提出していない代理人による入札
- ⑨ 入札書の入札金額、氏名（法人にあつては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できないもの
- ⑩ 入札書のアラートの表示を訂正したもの
- ⑪ 入札書のアラートが最低売却価格に達しないもの

- ⑫ 虚偽の事実を記載した者のした入札
- ⑬ 担当職員の指示に従わなかった者の入札
- ⑭ その他入札の条件に違反した入札
- ⑮ 記名及び押印の無い入札

(5) 入札の辞退 <様式は18ページ、記入例は27ページ>

入札参加申込書の提出後に入札を辞退する場合は、その後のお手続きについてご案内いたしますので、令和8年2月4日(水)の事務取扱時間内までに事務局宛てに電話(052-654-7895)でご連絡ください。

なお、入札書提出前に入札を辞退しても、これを理由として不利益な扱いを受けるものではありませんが、落札決定後の契約辞退については、納付した入札保証金は本組合に帰属することとなるほか、今後実施する入札に一定期間参加できなくなりますのでご注意ください。

(6) 開札

① 日時

令和8年2月6日(金) 午前10時

② 場所

名古屋港管理組合本庁舎10階 入札室

③ 入札参加者の立会

入札参加者の立会は任意ですが、立ち会うときは、本組合から入札書等を送付した際に同封している「開札立会参加書」に記名し、身分証と共に当日持参してください。入札参加者又はその代理人が開札場所に同席しない場合は、入札に関係ない本組合の職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

開札日は、入札書の投函はできません。必ず令和8年2月4日(水)までに簡易書留にてご提出ください。

(7) 落札者の決定

落札者は、本組合の最低売却価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし、落札者となる同価格の入札参加者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。方法は以下のとおりです。

【抽選番号の決定方法】

入札参加者が入札書を送付する際の簡易書留郵便に割り当てられる郵便追跡サービスの個別番号を使用して、くじ対象者に番号(以下「抽選番号」といいます。)を割り当てます。

「抽選番号」の割り当て方法は以下のとおりです。

- ① 同価格の者の郵便追跡サービスの個別番号の下4桁を抽出する(何らかの事情により郵便追跡サービスの個別番号が使用できない場合は、②、③で使用する全ての数字を9として取り扱うものとする。)
- ② 下4桁の数字が小さい者から順に「抽選番号」を割り当てる。「抽選番号」は0からはじまり、順番に0→1→2→3→…と順次割り当てる。
- ③ 下4桁が同一の数字の場合は、下5桁目以降の数字を順次参照する。

【落札者の決定方法】

郵送された入札書に記入するくじ抽選用の3桁の任意のくじ番号を使用し、落札者を決定します。落札者の決定方法は以下のとおりです。

- ① 同価格の入札書に記載された任意のくじ番号を合計する（くじ番号が不明確または未記入の場合は、999として取り扱うものとする。）。
- ② その合計数を同価格の入札参加者数で割り、「余り」の数字を算出する。この「余り」の数字を落札者決定のくじの「当選番号」とする。
- ③ 上記の「抽選番号」と「当選番号」の数字が一致した者を落札者とする。

※くじ番号（3桁の任意の数）は、入札書に記載してください。このくじ番号は、同価格での入札がなかった場合使用しません。

（例）4者が同価格の入札の場合

表1 抽選番号の決定

入札参加者	個別番号	下4桁	下5桁	抽選番号
A社	987-65-43 210-1	2101		0
B社	765-54-43 210-2	2102		1
C社	345-67-8 9901-2	9012	99012	3
D社	456-78-9 0901-2	9012	09012	2

表2 当選番号の決定

入札参加者	任意のくじ番号
A社	234
B社	899
C社	732
D社	999

入札書に記載された任意のくじ番号の合計 2864

同価格での入札参加者 4者 $2864 \div 4 = 716$ 余り0 余りの数字である「0」を「当選番号」とする。

「抽選番号」と「当選番号」が「0」で一致するA社が落札者となる。

（8）入札結果の公表

入札結果については、その内容（物件の所在・地番、地目、公簿面積、最低売却価格、落札額及び落札者名、入札参加者数）を公表するとともに、一定期間、本組合公式ウェブサイトにも掲載します。

また、落札者以外の入札参加者名及びその入札金額等について、問合せや情報公開請求があれば回答しますので、あらかじめご承知おきください。

(9) 入札保証金の還付

入札保証金は、落札者以外の入札参加者に対しては入札執行後に還付します。落札者については契約締結後に売買代金に充当することができます。

入札保証金を納付した者は、地方自治法第235条の4第3項の規定により、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできません。

入札保証金の還付には、支払いの手続き上、2～3週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

なお、提出書類は以下のとおりで、事務局あてに簡易書留により郵送してください。

- ・口座振替依頼書
- ・歳入歳出外現金納付書 (原本)

6 契約

(1) 契約の締結

① 期限等

落札者は、令和8年2月27日（金）までに売買契約を締結しなければなりません。

契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。

記載の期限までに正当な理由がなく契約を締結しない場合には、地方自治法第234条第4項の規定により、入札保証金は本組合に帰属することとなります。

② その他

契約締結後、入札において談合等の不正な事実が判明した場合は、落札者に対し契約書に基づき損害賠償を請求します。

本組合では、令和7年10月1日（水）から電子契約（インターネット上にある電子化した契約書を事業者と本組合がお互いに承認することで、契約を締結する方式）を導入しましたが、現状においては、名古屋港管理組合財産一般競争入札は電子契約に対応していません。

なお、落札決定後の契約辞退については、納付した入札保証金は本組合に帰属することとなるほか、今後実施する本組合が実施する入札に一定期間参加できなくなりますのでご注意ください。

(2) 売買代金の納付

売買代金の納付期限は、契約締結日から20日以内とします。

(3) 所有権の移転

売買代金が全額納付されたときに所有権が移転するものとし、木柵を含めた現状有姿で引渡します。

所有権移転登記の手続きは、落札者が行ってください。所有権移転登記に必要な登録免許税その他一切の費用は落札者の負担とします。なお、所有権移転登記が完了したときは、速やかに登記事項証明書及び登記完了証を事務局へ簡易書留にて郵送してください。

(4) 用途等の制限

落札者は、土地売買契約締結の日から5年間、売買物件を次に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に

貸してはなりません。これに違反した場合は売買代金の3割相当額の違約金を徴するものとします。また、契約を解除する場合があります。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

7 その他留意事項

- (1) 申込み及び落札のなかった場合については、先着順で売払いの申込みを受け付けます。受付期間、申込方法等の詳細は、後日、本組合公式ウェブサイトでお知らせします。なお、事情により、改めて一般競争入札により売却する場合や受付期間途中に取り下げる場合があります。
- (2) 入札参加申込み後から所有権移転までの間に代表者等の変更があった場合は、速やかに申し出て下さい。
- (3) 本入札心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、地方自治法施行令、名古屋港管理組合財務規則（昭和39年名古屋港管理組合規則第7号）等の関係法令の定めるところによって処理します。
- (4) 契約条件の履行状況を把握するため、本組合は、随時、売払物件を実地調査し、買受人に必要な報告を求めることができます。この場合、買受人はこれに協力しなければなりません。

物件に関する情報

所在地及び地番	土地		最低売却価格（円）
	地目	公簿面積（㎡）	
名古屋市港区稲永五丁目 1109 番 1	宅地	4,281.58	239,500,000

接面道路の幅員等		・南西側約 1 6 mが幅員約 1 3 ～ 1 7 mの両側歩道付舗装市道に等高に接面 ・南東側約 6 9 mが幅員約 5 . 5 mの舗装市道に等高に接面			
法令等に基づく制限	都市計画法等	区域	市街化区域		
		用途地域	第 1 種住居地域		
		建ぺい率	6 0 %	容積率	2 0 0 %
		防火指定	準防火地域	高度地区	3 1 m高度地区
	その他法制限等	宅地造成等工事規制区域、緑化地域、日影規制（一）、第二種臨海防災区域、都市機能誘導区域外、居住誘導区域内、津波災害警戒区域、浸水想定区域			
公共交通機関	鉄道	あおなみ線「野跡」駅より北方へ徒歩約 1 5 分			
供給施設等の有無		配管等の状況	照会先・電話番号		
	電気	南西道路配線 有	中部電力パワーグリッド（株） 港営業所 0120-929-309		
	ガス	南西道路配線 有	東邦ガスネットワーク（株） 0570-010104		
	上水道	南西道路配線 有	名古屋市上下水道局西部営業センター 052-352-2511		
	下水道	南西道路配線 有	名古屋市上下水道局西部営業センター 052-352-2511		
周辺施設	施設名	場所			
	稲永小学校	物件の北東方へ徒歩約 8 分			
	名古屋西稲永郵便局	物件の東方へ徒歩約 4 分			
	日用品店舗	物件の北東方へ徒歩約 3 分			
調査状況	調査名等	実態			
	地盤調査	地盤調査を実施しておりません。			
	土壌汚染調査	本組合が実施した第二種特定有害物質（重金属類）に係る自主調査の結果、全ての調査点、調査対象物質（土壌汚染対策法に定められる特定有害物質及び区域の指定に係る基準による）において土壌溶出量及び土壌含有量基準に適合しておりました。			
	残置物	対象地には、従前の土地の利用者から返還を受けたときに原状回復済であり、現状残置物は存在していないと想定しているため、埋設物調査は行っておりません。売却地は木柵を含めた現状有姿での引渡しとなり、仮に地下埋設物等の残置物が発見された場合においても、残置物の撤去は、購入者の負担・責任で行ってください。			

（注）物件に関する情報は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

様 式

様式第 1

名古屋港管理組合財産一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

申込人 住所又は主たる所在地
氏名又は名称

印

代理人 住所
氏名等

印

以下の名古屋港管理組合財産の一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

所在地及び地番	地目	公簿面積
名古屋市港区稲永五丁目 1109 番 1	宅地	4,281.58 m ²

1 使用目的

--

2 入札参加書送付先

住所	〒
氏名又は名称	
担当者	
電話番号	
メールアドレス	

3 開札（令和 8 年 2 月 6 日（金）午前 10 時）の立会について

☐ 希望する ☐ 希望しない

備考

- 複数による入札（共有）を希望する場合は、申込欄に全員の申込者名を併記し、持分割合を明記すること。
- 申込後の名義変更、買受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- 印鑑登録証明書のほか、申込人が法人の場合は法人の登記簿謄本（現在事項証明書）、個人及びその他の団体の場合には住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載は不要）を添付すること。
- 開札の立会についてはあくまで現段階の希望であり、その後、変更があっても差し支えありません。
- 物件ごとに、入札参加者数、落札金額及び落札者名を名古屋港管理組合公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札金額や入札に参加された方の氏名等についても、問い合わせや情報公開請求があれば公表します。入札結果の公表に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。お申込をいただいた方は、入札結果の公表に同意いただいたものとみなします。
- 愛知県警察本部長に申込人の氏名その他申請書に記載されている情報を提供し、意見を求めることがあります。

様式第2

誓約書

名古屋港管理組合管理者 様

住所又は主たる所在地

氏名又は名称

印

入札参加の申し込みにあたり、下記事項について、誓約いたします。これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴組合が行う一切の措置について意義の申立てを行いません。

記

1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者
- (3) 次のア、イに掲げる著しい経営不振の状態にある者
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
- (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋港管理組合が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（名古屋港管理組合管理者・愛知県警察本部長、平成23年3月31日締結）に基づく排除措置を受けている者
- (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
- (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
- (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
- (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋港管理組合が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者

2 本物件を落札した場合、土地売買契約締結の日から5年間、売買物件を次に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸しません。

- (1) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

以上

様式第3

個人情報等の外部提供に関する同意書

令和 年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

次の個人情報等を愛知県警察へ提供することに同意します。

申込人 住所又は主たる所在地
氏名又は名称

【個人の場合】

氏名	ふりがな	性別	生年月日

【法人その他の団体の場合】

(ふりがな) 商号又は名称	()			
所在地				
役員等に関する事項				
役職名	(ふりがな) 氏名	性別	生年月日 (和暦)	住所
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			

(注) 役員等に関する事項は、監査役、監事等を含む役員をすべて記載すること。

様式第 4

委任状

名古屋港管理組合管理者 様

私（甲）は、乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

また、後日この委任状を解除する場合は、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力がないことを誓約します。

記

次の名古屋港管理組合財産の一般競争入札に関する一切の権限

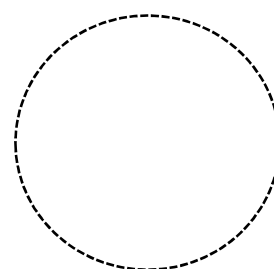
所在地及び地番	地目	公簿面積
名古屋市港区稲永五丁目 1109 番 1	宅地	4,281.58 m ²

令和 年 月 日

甲（委任者）

住所
氏名等

実印

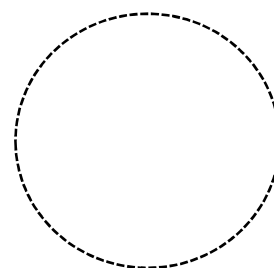


上記委任の件、承諾しました。

乙（代理人）

住所
氏名等

使用印



入 札 書

令和 年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

申込人 住所
氏名又は名称
及び代表者名

印

代理人 住所
氏名等

印

下記の金額をもって入札します。

記

入札金額		拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	壺	
												円

所在地及び地番	土地	
	地目	公簿面積
名古屋市港区稲永五丁目 1109 番 1	宅地	4,281.58 m ²

- (注) 1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」の文字を記入すること。
2 複数による入札（共有）を希望する場合は、持分割合を明記すること。
(入札参加申込書への記載と同一とする。)

【任意のくじ番号】※3 桁

--	--	--

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

申込人 住所
氏名又は名称
及び代表者名

印

代理人 住所
氏名等

印

令和 8 年 2 月 6 日（金）開札の名古屋港管理組合財産一般競争入札において、都合により下記物件の入札を辞退します。

所在地及び地番	土地	
	地目	公簿面積
名古屋市港区稲永五丁目 1109 番 1	宅地	4,281.58 ㎡

- （注） 1 入札参加申込書の提出後に入札を辞退する場合は、令和 8 年 2 月 4 日（水）の事務取扱時間内までに事務局宛てに電話（052-654-7895）でご連絡ください。
- 2 複数による入札（共有）の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。
- 3 辞退届提出後は、辞退の取下げは一切できません。

記入例

【入札参加申込書等を入れる封筒の記入例】

(表面)

切 手	4	5	5	—	0	0	3	3
朱書きしてください。								
名古屋市港区港町1番11号								
名古屋港管理組合港営部管財課								
管財係								
行								
公有地（稲永五丁目）一般競争入札								
入札参加申込書等 在 中								
簡 易 書 留								

※封筒の裏面には、入札参加者の住所（所在地）及び入札参加者名を記入してください。

代理人がない場合

様式第 1

名古屋港管理組合財産一般競争入札参加申込書

記入日

令和 年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

法人は現在事項証明書、
個人は住民票の写しの記
載内容と同一

申込 住所又は主たる所在地 ○○市○○町○丁目○番
氏名又は名称 ○○株式会社

代表取締役 名港 一郎 会社代表
取締役印

代理人 住所
氏名等

印鑑登録証明書
と同一の印影

印

以下の名古屋港管理組合財産の一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

所在地及び地番	地目	公簿面積
名古屋市港区稲永五丁目 1109 番 1	宅地	4,281.58 m ²

1 使用目的

○○のため

2 入札参加書送付先

住所	〒○○○-○○○○ ○○市○○町○○丁目○○
氏名又は名称	○○株式会社
担当者	○○課 名港 花美
電話番号	○○○-○○○-○○○○
メールアドレス	○○○@○○.co.jp

3 開札（令和 8 年 2 月 6 日（金）午前 10 時）の立会について

☐ 希望する ☒ 希望しない

備考

- 複数による入札（共有）を希望する場合は、申込欄に全員の申込者名を併記し、持分割合を明記すること。
- 申込後の名義変更、買受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- 印鑑登録証明書のほか、申込人が法人の場合は法人の登記簿謄本（現在事項証明書）、個人及びその他の団体の場合には住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載は不要）を添付すること。
- 開札の立会についてはあくまで現段階の希望であり、その後、変更があっても差し支えありません。
- 物件ごとに、入札参加者数、落札金額及び落札者名を名古屋港管理組合公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札金額や入札に参加された方の氏名等についても、問い合わせや情報公開請求があれば公表します。入札結果の公表に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。お申込をいただいた方は、入札結果の公表に同意いただいたものとみなします。
- 愛知県警察本部長に申込人の氏名その他申請書に記載されている情報を提供し、意見を求めることがあります。

代理人がいる場合

様式第 1

名古屋港管理組合財産一般競争入札参加申込書

記入日

令和 年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

法人は現在事項証明書、
個人は住民票の写しの記
載内容と同一

申込入 住所又は主たる所在地 ○○市○○町○丁目○番
氏名又は名称 ○○株式会社

代表取締役 名港 一郎 印

代理人欄の内容と委任状
(様式第 4) の記載内
容と同一

代理人 住所 □□市□□町□□丁目□番地□□ビル 5 階
氏名等 ○○株式会社□□支店

支店長 名港 三郎

○○株式
会社○○
支店乃印

委任状の使用印
と同一の印影 ます。

以下の名古屋港管理組合財産の一般競争入札に参加したいので、

所在地及び地番	地目	取得面積
名古屋市港区稲永五丁目 1109 番 1	宅地	4,281.58 m ²

1 使用目的

○○のため

2 入札参加書送付先

住所	〒□□□-□□□□ □□市□□町□□丁目□番地□□ビル 5 階
氏名又は名称	○○株式会社□□支店
担当者	□□部門 名港 花美
電話番号	□□□□-□□-□□□□
メールアドレス	□□□@□□.co.jp

3 開札(令和 8 年 2 月 6 日(金) 午前 10 時)の立会について

☒ 希望する ☐ 希望しない

備考

- 複数による入札(共有)を希望する場合は、申込入欄に全員の申込者名を併記し、持分割合を明記すること。
- 申込後の名義変更、買受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- 印鑑登録証明書のほか、申込人が法人の場合は法人の登記簿謄本(現在事項証明書)、個人及びその他の団体の場合には住民票の写し(個人番号(マイナンバー)の記載は不要)を添付すること。
- 開札の立会についてはあくまで現段階の希望であり、その後、変更があっても差し支えありません。
- 物件ごとに、入札参加者数、落札金額及び落札者名を名古屋港管理組合公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札金額や入札に参加された方の氏名等についても、問い合わせや情報公開請求があれば公表します。入札結果の公表に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。お申込をいただいた方は、入札結果の公表に同意いただいたものとみなします。
- 愛知県警察本部長に申込人の氏名その他申請書に記載されている情報を提供し、意見を求めることがあります。

共有の場合

様式第1

名古屋港管理組合財産一般競争入札参加申込書

記入日

令和 年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

法人は現在事項証明書、
個人は住民票の写しの記
載内容と同一。
持ち分割合を記入する。

申込人 住所又は主たる所在地 ○○市○○町○丁目○番地 名港
氏名又は名称 名港 一郎（持分1/2） 印
住所又は主たる所在地 □□市□町□丁目□番地
氏名又は名称 名港 次郎（持分1/2） 印
代理人 住所 印
氏名等 次郎

印鑑登録証明書
と同一の印影

印

以下の名古屋港管理組合財産の一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

所在地及び地番	地目	公簿面積
名古屋市港区稲永五丁目1109番1	宅地	4,281.58 m ²

1 使用目的

○○のため

2 入札参加書送付先

代表者1名の送付先を記入

住所	〒○○○-○○○ ○○市○○町○丁目○番地
氏名又は名称	名港 一郎
担当者	
電話番号	○○○-○○-○○○○
メールアドレス	○○○@○○.co.jp

3 開札（令和8年2月6日（金）午前10時）の立会について

☒ 希望する ☐ 希望しない

備考

- 複数による入札（共有）を希望する場合は、申込欄に全員の申込者名を併記し、持分割合を明記すること。
- 申込後の名義変更、買受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- 印鑑登録証明書のほか、申込人が法人の場合は法人の登記簿謄本（現在事項証明書）、個人及びその他の団体の場合には住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載は不要）を添付すること。
- 開札の立会についてはあくまで現段階の希望であり、その後、変更があっても差し支えありません。
- 物件ごとに、入札参加者数、落札金額及び落札者名を名古屋港管理組合公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札金額や入札に参加された方の氏名等についても、問い合わせや情報公開請求があれば公表します。入札結果の公表に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。お申込をいただいた方は、入札結果の公表に同意いただいたものとみなします。
- 愛知県警察本部長に申込人の氏名その他申請書に記載されている情報を提供し、意見を求めることがあります。

個人情報等の外部提供に関する同意書

令和 年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

次の個人情報等を愛知県警察へ提供することに同意します。

申込人 住所又は主たる所在地 ○○市○○町○丁目○番
氏名又は名称 ○○株式会社代表取締役 名港 一郎

住民票の写しの記載内容と同一

【個人の場合】

氏名	ふりがな	性別	生年月日
名港 一郎	めいこう いちろう	男	昭和○年○月○日

【法人その他の団体の場合】

現在事項証明書の記載内容と同一

(ふりがな) 商号又は名称	(まるまるかぶしがいいしや) ○○株式会社			
所在地	○○市○○町○丁目○番地			
役員等に関する事項				
役職名	(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	住所
代表取締役	(めいこう いちろう) 名港 一郎	男	昭和○年 ○月○日	○○市○○町○○丁目○○番地
取締役	(めいこう じろう) 名港 次郎	男	昭和○年 ○月○日	○○市○○町○○丁目○○番地
監査役	(めいこう はなこ) 名港 花子 (なごや はなこ) (名古屋 花子)	女	昭和○年 ○月○日	○○市○○町○○丁目○○番地
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			

旧姓併記、通称登録等している場合は、両方記入してください。

現在事項証明書に記載されている役員（監査役、監事等を含む。）は全員記載してください。退任者は記載不要です。

(注) 役員等に関する事項は、監査役、監事等を含む役員をすべて記載すること。

様式第 4

委任状

名古屋港管理組合管理者 様

私（甲）は、乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

また、後日この委任状を解除する場合は、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力が無いことを誓約します。

記

次の名古屋港管理組合財産の一般競争入札に関する一切の権限

所在地及び地番	地目	公簿面積
名古屋市港区稲永五丁目 1109 番 1	宅地	4, 281. 58 m ²

令和 年 月 日

申込書（様式第 1）の記入日と同日

甲（委任者）

住所 ○○市○○町○丁目○番

氏名等 ○○株式会社

代表取締役 名港 一郎

実印

○○株式
会社代表
取締役印

上記委任の件、承諾しました。

乙（代理人）

住所 □□市□□町□丁目□番地□□ビル 5 階

氏名等 ○○株式会社□□支店

支店長 名港 三郎

使用印

○○株式
会社○○
支店乃印

入 札 書

記入日

令和 年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

申込書（様式第1）と同様

申込人 住所 ○○市○○町○丁目○番
氏名又は名称 ○○株式会社
及び代表者名 代表取締役 名港 一郎

○○株式
会社代表
取締役印

印

代理人 住所
氏名等

印

下記の金額をもって入札します。

記											
入札金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	
	金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

必ず金額の先頭に「金」を記入してください。

所在地及び地番	土地	
	地目	公簿面積
名古屋市港区稲永五丁目 1109 番 1	宅地	4,281.58 m ²

- (注) 1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」の文字を記入すること。
2 複数による入札（共有）を希望する場合は、持分割合を明記すること。
(入札参加申込書への記載と同一とする。)

入札金と同額の場合に行うくじに必要となるため、必ず記入してください。

【任意のくじ番号】※3桁

○

○

○

様式第 6

入 札 辞 退 届

辞退する日

令和 年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

申込書（様式第 1）と同様

申込人 住所 ○○市○○町○丁目○番
氏名又は名称 ○○株式会社
及び代表者名 代表取締役 名港 一郎

○○株式
会社代表
取締役印

印

代理人 住所
氏名等

印

令和 8 年 2 月 6 日（金）開札の名古屋港管理組合財産一般競争入札において、都合により下記物件の入札を辞退します。

所在地及び地番	土地	
	地目	公簿面積
名古屋市港区稲永五丁目 1109 番 1	宅地	4,281.58 m ²

- （注） 1 入札参加申込書の提出後に入札を辞退する場合は、令和 8 年 2 月 4 日（水）の事務取扱時間内までに事務局宛てに電話（052-654-7895）でご連絡ください。
- 2 複数による入札（共有）の場合は、申込者欄に全員の申込者名を併記してください。
- 3 辞退届提出後は、辞退の取下げは一切できません。

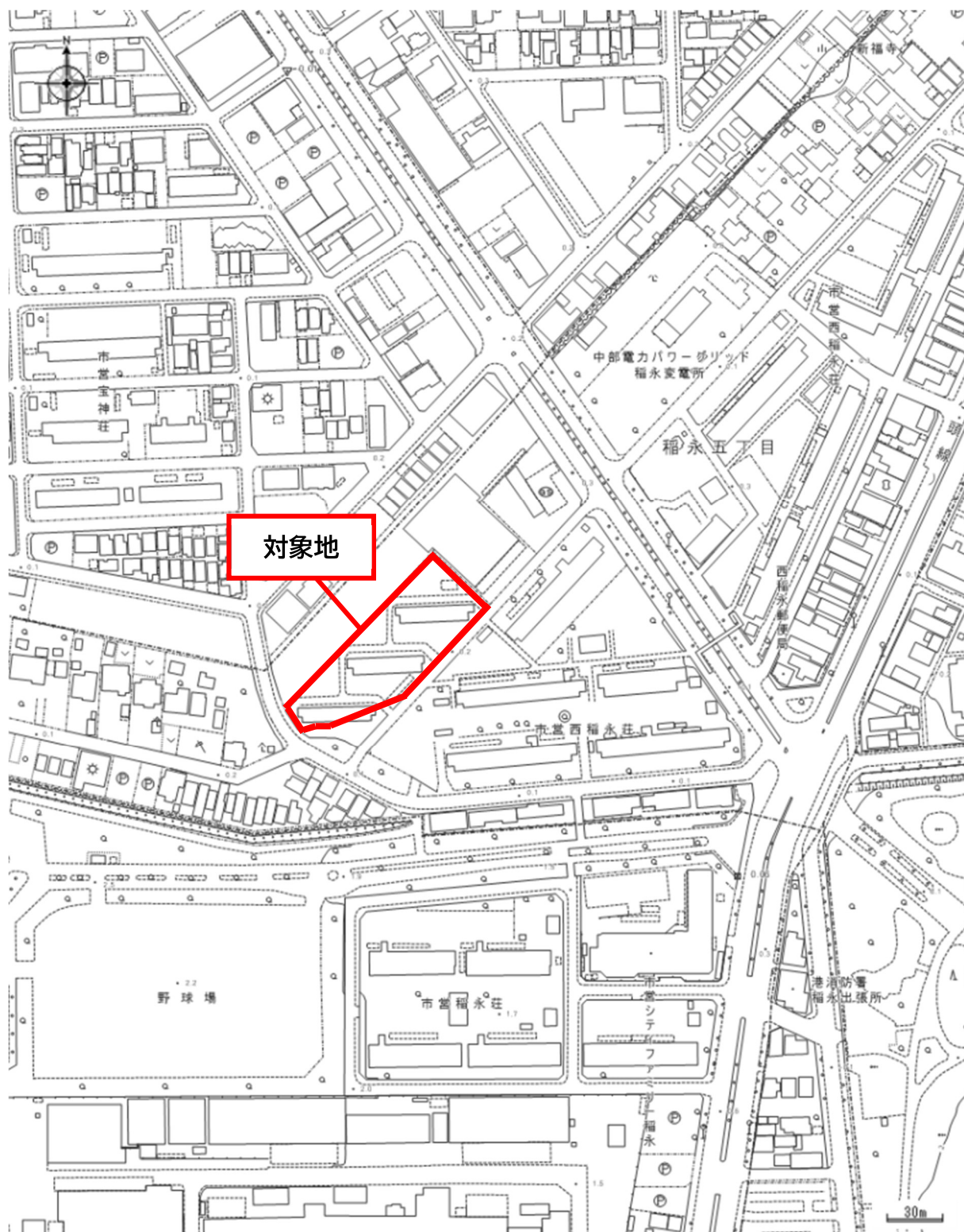
図面集

位置図



(国土地理院地図を基に作成)

周辺位置図



名古屋港管理組合財産売買契約書（案）

売渡人名古屋港管理組合（以下「甲」という。）と買受人〔※ 落札者名〕（以下「乙」という。）とは、次の条項により本組合財産（土地）の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に表示する土地（以下「売買物件」という。）を木柵を含めた現状有姿で次条の売買代金で乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

所在地及び地番	地目	公簿面積	備考
名古屋市港区稲永五丁目 1109番1	宅地	4,284.58 m ²	添付図面（位置図、周辺位置 図及び求積図）のとおり。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〔※ 落札金額〕円とする。

2 売買物件の実測結果と前項の売買代金の基礎となった数量との差異が判明しても、売買代金は変更しないものとする。

（売買代金の納入方法）

第4条 乙は、令和 年 月 日〔※ 契約日から 20 日以内〕までに、売買代金を甲の発行する納入通知書により甲に支払うものとする。

（遅延利息）

第5条 乙は、売買代金を前条に定める支払期日までに支払わないときは、支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、売買代金に対し年14.6パーセントの割合で計算した額（円位未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を遅延利息として売買代金と同時に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第6条 乙が第3条に規定する売買代金及び前条に規定する遅延利息を納付した日に、甲は売買物件を現状有姿で引渡し、所有権が乙に移転するものとする。

2 甲は、乙が売買代金を完納したことを確認した後に、前項の定めにより所有権が甲から乙へ移転したことを証する引渡書を交付する。

（所有権移転登記）

第7条 前条の規定による所有権移転後、乙は、速やかに売買物件の所有権移転登記申請を行わなければならない。

2 乙が前項の登記に要する書類その他必要と認める書類の提出を求めたときは、甲は、速やかに乙に提出しなければならない。

3 所有権移転登記に必要な登録免許税その他一切の費用は、全て乙の負担とする。

4 所有権移転登記が完了したときは、乙は、速やかに登記事項証明書及び登記完了証を甲へ提出する。

（危険負担）

第8条 本契約締結の日から第6条の規定により売買物件を乙に引き渡すまでの間において、甲の責に帰すことのできない事由により売買物件が滅失又は毀損した場合は、その損失は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、本契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されても、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求又は本契約の解除をすることができない。

2 乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、履行の追完請求又は不適合の程度に応じた代金の減額請求をすることができる。ただし、売買代金を超える履行の追完請求をすることはできない。

3 前項の請求は、売買物件の引渡しの日から1年以内に売買物件が契約不適合の旨を甲に通知した場合に限り行うことができる。

(用途の制限)

第10条 乙は、本契約締結の日から5年間、売買物件を次の各号に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

(実地調査等)

第11条 甲は、前条に定める用途の制限に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は次の各号に定めるところにより、甲に対し、違約金を支払わなければならない。

(1) 本契約に定める義務を履行しないときは金 〔※売買代金の100分の30〕円

(2) 本契約の締結又は履行について不正の行為があったときは金 〔※売買代金の100分の30〕円

(3) 前条第3項の定めに違反して、正当な理由なく実地調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、金 〔※売買代金の100分の20〕円

2 前項の違約金は、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(談合その他不正行為に係る解除)

第14条 甲は、乙が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、名古屋港管理組合財務規則（昭和39年名古屋港管理組合規則第7号）第170条第1項第3号に規定する不正行為とみなし、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定に

よる課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 前2項の規定により契約が解除された場合における当該解除に係る違約金の徴収については、第13条の定めるところによる。ただし、この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責を負わない。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第15条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
- (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行なう者をいう。以下同じ。）がいるとき。
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしているとき。
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。

- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしているとき。
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、甲が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、甲への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行なわなかったとき。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定により本契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

（妨害等に対する報告義務等）

- 第17条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

（原状回復及び返還金等）

- 第18条 乙は、甲が第13条、第14条及び第16条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。
- 2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、第13条、第14条及び第16条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。
- 4 甲は、第13条、第14条及び第16条の規定により解除権を行使したときは、乙が支出した契約の費用、売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。
- 5 甲は、第13条、第14条及び第16条の規定により解除権を行使したことにより乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。
- 6 乙は、第13条、第14条及び第16条の規定により解除権を行使されたときは、譲渡地の引渡しの日から契約解除の日までの期間の日数に応じ、譲渡代金の額に年4.8パーセントの割合を乗じて計算した金額を、使用料相当額として甲に支払わなければならない。
- 7 甲は、第13条、第14条及び第16条の規定により解除権を行使した場合において、乙が第12条に定める違約金、第19条に定める損害賠償金又は前項の規定により使用料相当額を支払うべき義務があるときは、返還すべき売買代金とこれらの違約金等を対等額について相殺する。

（損害賠償）

- 第19条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

（契約の費用）

- 第20条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(名古屋港管理組合財務規則等の遵守)

第 21 条 本契約の条項に定めるもののほか、乙は本契約の履行に関し、名古屋港管理組合財務規則その他甲が定める条例、規則等及び関係法令等を遵守しなければならない。

(疑義の決定)

第 22 条 本契約に関して疑義があるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第 23 条 甲乙間に権利義務の争いがあるときは、名古屋地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保管する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市港区港町 1 番 11 号
名古屋港管理組合
名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 広沢 一郎 印

乙 住所
氏名 印

入札の公告内容

次のように本組合財産（土地）を一般競争入札（郵送方式）に付します。

令和7年12月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 広沢 一郎

1 入札に付する物件

所在地及び地番	土地		最低売却価格
	地目	公簿面積	
名古屋市港区稲永五丁目 1109 番 1	宅地	4,281.58 m ²	239,500,000 円

備考 物件は、木柵を含めた現状有姿で引き渡します。

2 入札参加者に必要な資格

入札に参加できる者は、個人又は法人とします。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を除きます。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (6) 本公告の日から落札決定の日までの間に指名停止の期間がある者
- (7) 本公告の日から落札決定の日までの間に、「名古屋港管理組合が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（名古屋港管理組合管理者・愛知県警察本部長、平成23年3月31日締結）に基づく排除措置を受けている者

3 契約条項を示す場所、入札申込書及び入札説明書の配布期間等

契約条項は、名古屋港管理組合財産公有地（稲永五丁目）一般競争入札のしおり（以下「しおり」といいます。）において示すものとし、入札参加申込書及びしおりは、次の各号に掲げる配布場所及び配布期間において配布します。

- (1) 配布場所：名古屋港のホームページ <https://www.port-of-nagoya.jp/>
- (2) 配布期間：令和7年12月1日（月）から令和7年12月25日（木）まで

4 入札参加の申込の受付の場所及び日時

本公告に係る入札に参加しようとする者は、入札参加申込書を郵送（簡易書留に限りません。）により提出してください。

- (1) 申込期間：令和7年12月1日（月）から令和7年12月25日（木）まで（必着）
- (2) 提出先：〒455-0033

名古屋市港区港町1番11号 名古屋港管理組合港営部管財課

5 入札書の郵送方法、到達期限及び提出先

- (1) 郵送方法：簡易書留

(2) 到達期限：令和8年2月4日（水）まで（必着）

(3) 提出先：〒455-0033

名古屋市港区港町1番11号 名古屋港管理組合港営部管財課

6 開札の日時及び場所

(1) 日時：令和8年2月6日（金）午前10時00分

(2) 場所：名古屋港管理組合本庁舎10階 入札室

7 落札者の決定方法

最低売却価格以上で、最高金額をもって有効な入札を行った者を落札者とします。なお、落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとします。

8 その他

(1) 最低売却価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

総額

(2) 入札保証金に関する事項

本公告に係る入札に参加しようとする者は、入札に先立ち、入札保証金として金23,950,000円を納付しなければなりません。なお、落札者が契約を締結する権利を放棄したとき又はしおりに記載された契約締結期限内に正当な理由がなく契約を締結しないときは、その者が納付した入札保証金は、本組合に帰属するものとします。

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 入札の無効

名古屋港管理組合財務規則（昭和39年名古屋港管理組合規則第7号）第140条の規定に該当する入札は、無効とします。

(5) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 用途等の制限

落札者は、土地売買契約書締結の日から5年間、売買物件を次に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの

② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

(7) 現地見学会の日時及び場所等（任意参加）

① 日時：令和7年12月12日（金）午後1時00分から午後3時00分まで

② 場所：名古屋市港区稲永五丁目1109番1

③ 申込期間：令和7年12月1日（月）から令和7年12月11日（木）まで

④ 申込方法：電話（052-654-7895）

又は電子メール（kanzai@union.nagoyako.lg.jp）

(8) 本公告に定めのない事項

本公告に定めのない事項については、しおりに記載するところによります。